

徳島県監査委員公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成17年度の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年2月24日

徳島県監査委員 今 津 吉 司
同 西 沢 貴 朗
同 重 清 佳 之

監 査 対 象 団 体	財政的援助等の概要	監 査 年 月 日
徳島工芸村株式会社	出資金	平成18年 2月 7日

監査委員の除斥

監査委員のうち吉田英勝委員については、同法第199条の2の規定により除斥した。

監査の結果

出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、次に掲げるとおり、一部において留意、改善を要するものが見受けられたので注意した。

- 1 支出に係る事務手続で適正でないもの
- 2 過年度の債権で回収されていないもの